

基調講演 THAAD配置と平和的生存権

韓国仁荷大学 李 京柱

日本国際法律家協会とは縁深い者の一人です。1992年東京でCOLAP- IIが開かれた時には一参加者であり、2004年ソウルでCOLAP- IVが開かれた時には主催側の一人でした。2014年ジュネーブで平和への権利に関する作業部会が開かれた時には、韓国の参与連帯の平和軍縮センターの一員として参加しましたが、JALISAとも一緒でした。

2016年12月9日、韓国の議会では、パク・クネ大統領の疑惑事件を契機にし、朴大統領を憲法尊重義務違反、賄賂罪・職権濫用などが違法であるとして弾劾訴追を議決しました。朴大統領の疑惑は、政治経済の様々な方面に広がっているが、軍事外交政策においても真相究明を求める声が上がっている。今度の疑惑の共犯であるチェ・スンシルが在米軍事ロビースト、リンドキムを通してTHAAD関係の武器製造業者であるLockheed Martinの関係者と会ったとの疑惑もその一つです。にもかかわらず、アメリカはパク大統領の進退と関係なく、2017年までTHAADを配置すると表明しています。THAAD配置問題は韓国のみの問題でなく、日本とも共通の問題です。報道によれば、日本にも2017年の夏までに、配置の如何を決定するそうです。これについて中国の韓国、日本に対する牽制と批判が強まり、東アジアの平和情勢も大きな課題を抱えることとなります。

THAAD (Terminal High Altitude Area Defense) とはXバンドレーダー (AN/TPPY-2、2000km) を使って長距離ミサイルの発射を探知し、終末段階である高度40Km~150Kmで打ち破るミサイル防御システムであります。理想的にみえるが、現実には、迎撃システムの精度などがまだ低い反面、費用が非常に高く、防衛システムとして採用することについてはアメリカをはじめとする多くの国の軍事専門家の間でも疑問の声が高いものであります。にもかかわらず、アメリカが急いでいるのはXバンドレーダーで中国などの軍事的な動きを察知するには有効性があるということです。中国が反発しているのはそのせいです。

有事の際、THAADが配置される場所は攻撃の第1のターゲットになるでしょう。しかし、被害を被るのはTHAADが配置されたところのみではありません。その周辺に住む人々の被害も、当然予想されるのです。周辺に住む人の平和的生存が危うくされるのであり、THAAD配置予定地の住民の反発も強く高まっている状況です。韓国の尙州 (サンジュ) というところの平凡な住

民達がTHAAD配置による平和的生存権侵害などを主張しています。

韓国では特に2000年代に入ってから平和的生存権という言葉がよく使われています。海軍軍港の建設地である濟州島、駐韓米軍基地の拡大移転地である平澤（ピョンテク）で平和的生存権が宣言され、平和運動の鍵概念として使われました。最近は学会でも「平和権ラウンドテーブル」の形で間歇的はありますが、議論を続けています。

訴訟自体は敗訴してしまいましたが、平澤米軍基地移転協定の違憲訴訟（2005年）で、憲法裁判所は平和的生存が裁判上の権利であると認めたことがありました。それを受けて、毎年行われている韓米間の軍事演習である戦時増員演習が平和的生存権侵害であるとの違憲確認訴訟（2007年）もありました。ところが、憲法裁判所は立場を変え、平和的生存権が裁判上の権利でなく、理念に過ぎないと評価を切り下げました。しかし、人権とは裁判規範でもあるが、政治規範でもあります。理念であることまでも否定されたわけではありません。理念であるが、政治の場では人権として機能するということでもあります。

平和的生存権は今後との国民の人権としての活躍が期待されます。なぜかという、アメリカの軍事戦略の転換により、戦争に巻き込まれる可能性が世界各地で特に東アジアで増大しているからです。平和的生存は包括性と重複性をもっている所以他の人権を通じても実現されるものもあります。例えば、韓国の場合、良心的兵役拒否が平和的生存権の一つのとして主張されますが、これは平和的生存権をいわなくても、良心の自由としても主張できます。ところが、戦争に巻き込まれないで生存することは他の人権ではいえないところがあります。平和的生存権の本質は生命権ともいえますが、戦争に巻き込まれない権利は平和的生存権の固有の内容であると思います。

平和的生存権の固有の内容である戦争に巻き込まれない権利は被害を被らない権利（長沼判決-ミサイル基地、平澤基地移転）、加担・加害（協力）者にならない権利（名古屋高裁-イラク派兵、RSOI訴訟）を保護領域とします。ただ、この場合、自由権的な性格の権利として覚えておく必要もあります。日本政府はもちろん韓国政府も軍事力の行使を平和的生存権として使う場合もあるのですが、戦争に巻き込まれない権利は権力制限規範であることは確認しておく必要性があります

平和的生存権は=非武装を前提、非武装の9条のもとで生存する権利であると把握し、「平和

への権利」=武装を認めた上で制約を加え、平和に生きる権利であると把握する見方もあります。ところが、そのように把握する場合も平和的生存権は非武装云々しなくても、共に、軍事力行使を制限する議論をすることができます。つまり接点 をみつけることもできると思います。

日本の場合、安保条約についても自衛隊についても違憲であると踏み込んで判決したこともないですが、合憲であると断じて判決したこともありません。日本政府はこれを勝手に合憲であると前提にし、自衛隊と安保条約をもちながら、ただ、武力行使はしません、と言っているのです (いわゆる9条1項論)。9条2項 (非武装)を守ろうとする国民の声と批判を意識して、基地提供や基地使用の承諾は武力行使でもなく、一体でもないとか、自衛隊は軍事力でなく「必要最小限度の実力」に過ぎないとの様々ないってみれば弁解をしているのです。つまり政府の9条1条を中心にした9条解釈論つまり軍事力統制論に立っているのですが、これは同時に政府の武力行使への制約原理にもなるのです。政府自身が言っていることを守れという主張が最近運動論の一つとして脚光をあびているのもそのためです。

いずれにせよ、国連で議論されている平和への権利が軍事力の容認の恐れもないわけではないのですが、軍事力の是非あるいは違憲性などを問うことを念頭におきながら、段階論的な運動論の一つとして、軍事力を制限していく上ではそれなりの長所もあると思います。特に日本は軍事力制限論として蓄積したさまざまな原則 (後方支援、武器輸出禁止原則、GNP1%など)あるいはそれを作る過程での様々な運動の経験があります。この経験を「平和への権利」の内容として盛り入れてより豊富な内容の「平和への権利」として活用していく必要もあります。このようなことは軍事力を保有するが、国土防衛に制限している韓国の場合にも有効に使えらると思います。

国連人権理事会の作業部会の草案などに比べると不十分ではありますが、2016年の12月半ばには国連総会で「平和への権利」が、人権の名前で採決されました。渡辺洋三という憲法学者が憲法には3つの側面 (法源、制度、イデオロギー) があると指摘されたことがあるのですが、平和的生存権の議論は平和を実現していく上で大きな実践の武器 (イデオロギー) としての性格をもつ憲法の中身の一つなので、韓国と日本ともに、実践の中でますます拡散されることを願っています。